

四日市市営宮妻峽ヒュッテの設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和6年3月22日

四日市市長 森 智 広

#### 四日市市規則第21号

四日市市営宮妻峽ヒュッテの設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則

四日市市営宮妻峽ヒュッテの設置及び管理に関する条例施行規則（昭和53年四日市市規則第12号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- この規則は、令和6年4月1日から施行する。  
（四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する規則の一部改正）
- 四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する規則（令和3年四日市市規則第32号）の一部を次のように改正する。

改正後		
（押印の省略）		
第2条 次の表の左欄に掲げる規則の規定する手続又は様式のうち、同表の中欄に掲げる手続又は様式については、当該規則の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表の右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。		
規則名	手続又は様式	備考
（略）		
四日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例施行規則（平成30年四日市市規則第33号）	（略）	
四日市市企業立地促進条例施行規則（平成12年四日市市規則第17号）	（略）	
（略）		

改正前

(押印の省略)

第2条 次の表の左欄に掲げる規則の規定する手続又は様式のうち、同表中欄に掲げる手続又は様式については、当該規則の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。

規則名	手続又は様式	備考
(略)		
四日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例施行規則（平成30年四日市市規則第33号）	(略)	
<u>四日市市営宮妻峽ヒュッテの設置及び管理に関する条例施行規則（昭和53年四日市市規則第12号）</u>	<u>第4号様式及び第5号様式</u>	<u>署名（法人その他の団体にあつては、代表者の署名）をした場合に限る。</u>
四日市市企業立地促進条例施行規則（平成12年四日市市規則第17号）	(略)	
(略)		

(シティプロモーション部観光交流課)